

奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第七号

奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年十二月奈良県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十四章 児童家庭支援センター（第百十一条―第百十三条）」を「第十四

第十五

章 児童家庭支援センター（第百十一条―第百十三条）

に改める。

章 雑則（第百十四条）

第三十一条第一項第四号ア中「児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）」を「相談援助業務（法第十三条第三項第二号に規定する相談援助業務をいい、国、都道府県又は市町村の内部組織におけるこれに相当する業務を含む。以下同じ。）」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第三十九条第一項第四号ア中「児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第六十条第一項中「第四十二条の二」を「第四十二条の二第一項」に改め、同項第四号ア中「児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第八十三条第四項ただし書中「児童四十人以下を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員」を「第一項各号に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員」に改める。

第九十四条第一項第四号ア中「児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第九十七条中「第四十三条の五」を「第四十三条の二」に改める。

第一百零二条第一項中「児童自立支援専門員養成所（以下「養成所」を「人材育成センター」（以下「人材育成センター」に改め、同項第四号中「養成所」を「人材育成センター」に改め、同項第三号中「養成所」を「人材育成センター」に改め、同号ア中「児童福祉事業（国、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

本則に次の一章を加える。

第十五章 雑則

第一百零四条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三十一条第一項第四号ア及びイ、第三十九条第一項第四号ア及びイ、第六十条第一項第四号ア及びイ、第九十四条第一項第四号ア及びイ並びに第一百零二条第一項第四号ア及びイの改正規定並びに次項の規定は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長（以下「乳児院等の長」という。）として勤務している者は、引き続き当該乳児院等の長である間は、この条例による改正後の奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例に規定する乳児院等の長の資格を有する者とみなす。